

平成 28 年第 2 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第10号	個人情報保護条例等の一部改正について・・・・・・・・・・	1
議案第11号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	5
議案第12号	平成28年度一般会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・・・	9
議案第13号	平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について・・	11
認定第1号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について・・	15
認定第2号		

Handwritten scribble or signature.

個人情報保護条例等の一部改正について

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の一部改正により、地方公共団体が条例により独自に個人番号を利用する事務（以下「独自利用事務」という。）においても情報提供ネットワークシステムによる情報連携が可能となったことに伴い、次に掲げる条例について規定を整備するもの。

(1) 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年広域連合条例第 8 号）

みせ (2) 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年広域連合条例第 5 号）

2 改正内容

(1) 番号法の条の移動及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に情報提供等記録（情報提供ネットワークシステムによる情報の照会又は提供の記録をいう。以下同じ。）に係る条が追加されることに伴う改正

(2) 情報提供等記録を訂正した場合の通知先として、独自利用事務関係の情報照会者及び情報提供者を加える。

3 施行日

情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始日

25.5.31
4/7 18人

(参考資料)

個人情報保護条例等の一部を改正する条例による個人情報保護条例新旧対照表

第1条 (個人情報保護条例の一部改正) 関係

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 審査請求等(第42条の2—第44条)</p> <p>第4章及び第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 が次の各号のいずれかに該当すると思料する ときは、この条例の定めるところにより、当該 保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該 各号に定める措置を請求することができる。た だし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又 は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関 して法令又は他の条例の規定により特別の手 続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して収集されたもの であるとき、第7条若しくは第7条の2の規 定に違反して利用されているとき、番号法第 20条の規定に違反して収集され、若しくは保 管されているとき、又は番号法第28条の規定 に違反して作成された特定個人情報ファイ ル(番号法第2条第9項に規定する特定個人 情報ファイルをいう。)に記録されていると き 当該保有個人情報の利用の停止又は消 去</p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 審査請求等(第42条の3—第44条)</p> <p>第4章及び第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第37条 同左</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して収集されたもの であるとき、第7条若しくは第7条の2の規 定に違反して利用されているとき、番号法第 20条の規定に違反して収集され、若しくは保 管されているとき、又は番号法第29条の規定 に違反して作成された特定個人情報ファイ ル(番号法第2条第9項に規定する特定個人 情報ファイルをいう。)に記録されていると き 当該保有個人情報の利用の停止又は消 去</p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除</p>

外) 第42条の2 (略)	外) 第42条の3 (略)
------------------	------------------

第2条 (個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正) 関係

現 行	改 正
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。<u>第36条において同じ。</u>)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する<u>条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

(附則)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

18

1157972

他は提供

関係

1157972
1157972
関係

1157972

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

1 概要

地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）の一部改正により公務災害補償と被用者年金が併給される場合の調整率が変更されたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員について同様の改正をするもの。

2 改正内容

公務災害補償である傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金又は障害厚生年金と同様の方法で算定される障害共済年金が併給される場合に傷病補償年金又は休業補償に乗じる調整率を、「0.86」から「0.88」に変更する。

3 施行日

公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

理由

(参考資料)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行			改 正		
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第8条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第8条 同左</p>		
傷病補償	(略)	(略)	傷病補償	(略)	(略)
年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定</p>			<p>2 同左</p>		

にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

(略)	(略)
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
(略)	(略)

(略)	(略)
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
(略)	(略)

(附則)

- この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第8条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第8条の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、改正後の条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

平成 28 年度一般会計補正予算（第 1 号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,316,600	6,837	1,323,437

2 総括表 (千円)

	款	項	補正額	説明	備考
歳入	5 繰越金	1 繰越金	6,837	①前年度繰越金	歳出②に 充当
	歳入計		6,837		
歳出	3 民生費	1 社会福祉費	6,837	②償還金	財源は 歳入①
	歳出計		6,837		

3 歳入予算説明

① 前年度繰越金

(款) 5 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
33,000	6,837	前年度繰越金	前年度繰越金

歳出「②償還金」の財源とするため、平成27年度における**剰余金**の一部を予算措置するもの。

剰余金のうち

4 歳出予算説明

② 償還金

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
585,874	6,837	償還金、利子及び割引料	償還金

国からの後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金の平成27年度分について**超過交付**を受けたことから、超過交付額を返還するにあたり、償還金として必要額を予算措置するもの。

※償還金補正額算出内訳

(千円)

区 分		交付額 A	確定額 B	精算額 C(A-B)	予算現額 D	補正額 C-D
償還金		444,192	437,355	6,837	—	6,837
内 訳	後期高齢者医療制度事業費補助金	314,252	312,250	2,002	—	2,002
	調整交付金	129,940	125,105	4,835	—	4,835

(目) 5割
 3
 146
 果ノ
 市町村
 日
 果ノ
 市町村
 114,000
 4割 職員世代
 1割 本人
 184

平成 28 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
772,348,386	14,667,706	787,016,092

2 総括表 (千円)

	款	項	補正額	説明	備考
歳入	1 市町村支出金	1 市町村負担金	521,745	①療養給付費負担金過年度分	歳出④に 充当
	3 県支出金	1 県負担金	143,596	②高額医療費負担金過年度分	歳出④に 充当
	8 繰越金	1 繰越金	14,002,365	③前年度繰越金	歳出④に 充当
	歳入計		14,667,706		
歳出	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金 等	14,667,706	④償還金	財源は 歳入①②③
	歳出計		14,667,706		

11/18 修正済

3 歳入予算説明

① 療養給付費負担金過年度分

(款) 1 市町村支出金 (項) 1 市町村負担金 (目) 2 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
59,085,111	521,745	過年度分	療養給付費負担金過年度分

平成 27 年度の負担金歳入において、県内 26 市町村からの療養給付費負担金について、確定額に対して不足が生じたため、不足額を受け入れるにあたり、過年度負担金として予算措置するもの。

② 高額医療費負担金過年度分

(款) 3 県支出金 (項) 1 県負担金 (目) 2 高額医療費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
2,799,284	143,596	高額医療費負担金過年度分	高額医療費負担金過年度分

平成 27 年度の負担金歳入において、県からの高額医療費負担金について、確定額に対して不足が生じたため、不足額を受け入れるにあたり、過年度負担金として予算措置するもの。

③ 前年度繰越金

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
10,000,000	(14,002,365)	前年度繰越金	前年度繰越金

歳出「④償還金」の財源とするため、平成 27 年度における~~剰余金~~の一部を予算措置するもの。

4 歳出予算説明

④ 償還金

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金等 (目) 2 償還金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
1	14,667,706	償還金、利子及び割引料	償還金

県内 28 市町村からの療養給付費負担金、国からの療養給付費等負担金、調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、県からの療養給付費負担金、支払基金からの後期高齢者交付金の平成 27 年度分について超過交付を受けたことから、超過交付額を返還するにあたり、償還金として必要額を予算措置するもの。

※償還金補正額算出内訳

(千円)

区 分	交付額 A	確定額 B	精算額 C (A-B)	予算現額 D	補正額 C-D	
償還金	640,985,653	626,317,946	14,667,707	1	14,667,706	
内 訳	市町村療養給付費負担金 過年度分	36,313,078	34,975,431	1,337,647	1	1,337,646
	国療養給付費等負担金 過年度分	182,702,841	171,309,207	11,393,634	—	11,393,634
	国調整交付金 過年度分	49,934,102	49,923,421	10,681	—	10,681
	国高齢者医療制度円滑運営 臨時特例交付金 過年度分	4,071,076	3,811,339	259,737	—	259,737
	県療養給付費負担金 過年度分	56,563,324	56,176,756	386,568	—	386,568
	後期高齢者交付金 過年度分	311,401,232	310,121,792	1,279,440	—	1,279,440

平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合決算の概要について

1 決算の概要

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金、国庫補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金等、歳出の主なものは、広域連合の組織運営に必要な経常的な経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る事務的経費並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金等である。

歳入総額は、1,926,569,676円、歳出総額は、1,860,513,185円で、歳入歳出差引額は66,056,491円であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、市町村が徴収した保険料、国、県及び市町村からの療養給付費の負担金、国からの調整交付金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等、歳出の主なものは、保険給付に係る経費、保健事業に係る経費等である。

歳入総額は、781,329,833,236円、歳出総額は、753,430,599,777円で、歳入歳出差引額は27,899,233,459円であった。

(総括表)

(円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引額 A-B
一般会計	1,926,569,676	1,860,513,185	66,056,491
後期高齢者医療特別会計	781,329,833,236	753,430,599,777	27,899,233,459
合 計	783,256,402,912	755,291,112,962	27,965,289,950

2 決算の内訳

(1) 一般会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 額 B-A	執行率	平成26年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比		B/A×100	
	円	%	円	%	円	%	%
1 分担金及び負担金	1,298,170,000	67.63	1,298,170,000	67.38	0	100	100
2 国庫支出金	171,281,000	8.92	178,422,000	9.26	7,141,000	104.17	93.52
3 財産収入	141,000	0.01	141,313	0.01	313	100.22	74.01
4 寄附金	1,000	0.00	0	0.00	△1,000	0	0
5 繰入金	412,244,000	21.48	412,243,788	21.40	△212	100.00	98.91
6 繰越金	37,529,000	1.95	37,529,089	1.95	89	100.00	100.00
7 諸収入	133,000	0.01	63,486	0.00	△69,514	47.73	76.80
合 計	1,919,499,000	100	1,926,569,676	100	7,070,676	100.37	96.68

第1款 分担金及び負担金

収入額は、1,298,170,000円で、予算と同額であった。内容は、広域連合構成市町村からの事務費負担金である。

第2款 国庫支出金

収入額は、178,422,000円で、予算に対して7,141,000円の増収であった。主に社会保障・税番号制度システム整備費補助金として7,941,000円の交付があったことによるものである。

第3款 財産収入

収入額は、141,313円で、予算に対して313円の増収であった。内容は、後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子である。

第4款 寄附金

予算1,000円に対して、寄附がなかったため、収入額は0円であった。

第5款 繰入金

収入額は、412,243,788円で、予算に対して212円の減収であった。内容は、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金である。

第6款 繰越金

収入額は、37,529,089円で、予算に対して89円の増収であった。内容は、前年度繰越金である。

第7款 諸収入

収入額は、63,486円で、予算に対して69,514円の減収であった。内訳は、預金利子が86,949円の減収、雑入が17,435円の増収で、差引減収となったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		不用額 A-B	執行率 B/A×100	平成26年度 執行率
	金 額	構成比	金 額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 議会費	3,842,000	0.20	3,666,124	0.20	175,876	95.42	94.18
2 総務費	910,496,000	47.44	874,717,623	47.01	35,778,377	96.07	96.48
3 民生費	1,004,160,000	52.31	982,129,438	52.79	22,030,562	97.81	96.28
4 公債費	1,000	0.00	0	—	1,000	0	0
5 予備費	1,000,000	0.05	0	—	1,000,000	0	0
合 計	1,919,499,000	100	1,860,513,185	100	58,985,815	96.93	96.29

第1款 議会費

支出額は、3,666,124 円で、不用額は、175,876 円であり、予算に対し 95.42%の執行率であった。支出額の主なものは、使用料及び賃借料 1,680,500 円、報酬 1,610,000 円、旅費 177,600 円である。

不用額の主なものは、旅費 50,400 円、報酬 38,000 円、委託料 34,488 円である。

第2款 総務費

支出額は、874,717,623 円で、不用額は 35,778,377 円であり、予算に対し 96.07%の執行率であった。支出額の主なものは、負担金、補助及び交付金 434,827,203 円、委託料 287,321,764 円、使用料及び賃借料 134,066,852 円である。

不用額の主なものは、委託料 19,015,236 円、職員手当等 6,661,753 円、使用料及び賃借料 5,458,148 円である。

第3款 民生費

支出額は、982,129,438 円で、不用額は 22,030,562 円であり、予算に対し 97.81%の執行率であった。支出額の主なものは、委託料 405,708,466 円、繰出金 395,803,533 円、役務費 163,367,634 円である。

不用額の主なものは、委託料 16,241,534 円、役務費 4,153,366 円である。

第4款 公債費

一時借入がなかったため、1,000 円が不用額であった。

第5款 予備費

予備費の充用がなかったため、1,000,000円が不用額であった。

(2) 後期高齢者医療特別会計決算について

○ 歳入

区 分	予算現額 A		決算額 B		差 額 B-A	執行率 B/A×100	平成 26 年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 市町村支出金	136,885,081,000	17.78	136,464,277,090	17.47	△420,803,910	99.69	100.70
2 国庫支出金	224,033,792,000	29.11	236,996,353,679	30.33	12,962,561,679	105.79	107.28
3 県支出金	64,150,263,000	8.33	63,992,745,038	8.19	△157,517,962	99.75	98.83
4 支払基金交付金	312,636,434,000	40.62	311,401,232,000	39.86	△1,235,202,000	99.60	99.16
5 特別高額医療費共同事業交付金	181,856,000	0.02	197,337,542	0.02	15,481,542	108.51	100.83
6 寄附金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
7 繰入金	394,861,000	0.05	395,803,533	0.05	942,533	100.24	99.12
8 繰越金	30,747,689,000	4.00	30,747,689,335	3.94	335	100.00	100.00
9 県財政安定化基金借入金	1,000	0.00	0	—	△1,000	0	0
10 諸収入	677,806,000	0.09	1,134,395,019	0.14	456,589,019	167.36	142.58
合 計	769,707,784,000	100	781,329,833,236	100	11,622,049,236	101.51	101.82

第 1 款 市町村支出金

収入額は、136,464,277,090 円で、予算に対して 420,803,910 円の減収であった。内訳は、保険料等負担金が 570,163,454 円の減収、療養給付費負担金が 149,359,544 円の増収で、差引減収となったものである。

第 2 款 国庫支出金

収入額は、236,996,353,679 円で、予算に対して 12,962,561,679 円の増収であった。主に療養給付費負担金が 9,537,601,563 円、調整交付金が 3,370,530,000 円の増収となったものである。

第 3 款 県支出金

収入額は、63,992,745,038 円で、予算に対して 157,517,962 円の減収であった。内訳は、療養給付費負担金が 279,975,000 円の減収、高額医療費負担金が 122,457,038 円の増収で、差引減収となったものである。

第 4 款 支払基金交付金

収入額は、311,401,232,000 円で、予算に対して 1,235,202,000 円の減収であった。内容

は、後期高齢者交付金である。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金

収入額は、197,337,542 円で、15,481,542 円の増収であった。内容は、特別高額医療費共同事業交付金である。

第6款 寄附金

予算 1,000 円に対して、寄附がなかったため、収入額は 0 円であった。

第7款 繰入金

収入額は、395,803,533 円で、予算に対して 942,533 円の増収であった。内容は、一般会計繰入金である。

第8款 繰越金

収入額は、30,747,689,335 円で、予算に対して 335 円の増収であった。内容は、前年度繰越金である。

第9款 県財政安定化基金借入金

予算 1,000 円に対して、県財政安定化基金から借入れがなかったため、収入額は 0 円であった。

第10款 諸収入

収入額は、1,134,395,019 円で、予算に対して 456,589,019 円の増収であった。内訳は、主に第三者納付金が 305,523,149 円、返納金が 142,851,158 円の増収となったものである。

○ 歳出

区 分	予算現額 A		決算額 B		不用額 A-B	執行率 B/A×100	平成26年度 執行率
	金額	構成比	金額	構成比			
	円	%	円	%	円	%	%
1 保険給付費	736,525,680,000	95.69	730,294,375,127	96.93	6,231,304,873	99.15	98.41
2 県財政安定化基金拠出金	1,617,430,000	0.21	1,617,429,327	0.21	673	100.00	100.00
3 特別高額医療費共同事業拠出金	182,286,000	0.02	173,035,326	0.02	9,250,674	94.93	96.75
4 保健事業費	2,627,517,000	0.34	2,452,232,131	0.33	175,284,869	93.33	93.02
5 公債費	24,000,000	0.00	0	—	24,000,000	0	0
6 諸支出金	18,893,530,000	2.46	18,893,527,866	2.51	2,134	100.00	99.47
7 予備費	9,837,341,000	1.28	0	—	9,837,341,000	0	0
合 計	769,707,784,000	100	753,430,599,777	100	16,277,184,223	97.89	97.57

第1款 保険給付費

支出額は、730,294,375,127 円で、不用額は 6,231,304,873 円であり、予算に対し 99.15%の執行率であった。

支出額の内訳は、下記のとおりである。

○ 支出額内訳

区 分	予算現額 A	決算額 B	不用額 A-B	執行率 B/A×100
	円	円	円	%
療養給付費	693,791,304,000	688,265,781,419	5,525,522,581	99.20
訪問看護療養費	5,531,978,000	5,202,731,361	329,246,639	94.05
特別療養費	1,000	0	1,000	0
移送費	100,000	0	100,000	0
審査支払手数料	1,228,721,000	1,176,442,748	52,278,252	95.75
高額療養費	32,712,976,000	32,711,716,222	1,259,778	100.00
高額介護合算療養費	890,000,000	687,953,377	202,046,623	77.30
葬祭費	2,370,600,000	2,249,750,000	120,850,000	94.90
合 計	736,525,680,000	730,294,375,127	6,231,304,873	99.15

第2款 県財政安定化基金拠出金

支出額は、1,617,429,327 円で、不用額は 673 円であり、予算に対し 100.00%の執行率であった。

内容は、愛知県が設置する財政安定化基金への拠出金である。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金

支出額は、173,035,326 円で、不用額は 9,250,674 円であり、予算に対し 94.93% の執行率であった。

内容は、国民健康保険中央会が運営する特別高額医療費共同事業への拠出金である。

第4款 保健事業費

支出額は、2,452,232,131 円で、不用額は 175,284,869 円であり、予算に対し 93.33% の執行率であった。

内容は、構成市町村への健康診査事業委託料である。

5%
残額あり

第5款 公債費

一時借入がなかったため、24,000,000 円が不用額であった。

第6款 諸支出金

支出額は、18,893,527,866 円で、不用額は 2,134 円であり、予算に対し 100.00% の執行率であった。

内容は、主に市町村、国、県に対し、過年度負担金の精算額を償還金として支払ったものである。

第7款 予備費

第6款 諸支出金（保険料還付金）へ 5,607,000 円を充用し、9,837,341,000 円が不用額となった。

